

第235回石川県弓道定期審査要項

1. 対象者

中学生から一般までの県連登録会員を対象として、無指定から四段までの審査を実施する。
初心者の受審および段位間の受審は、満五ヶ月の経過を要する。

(ただし、級位間の無指定受審と一級合格者の初段受審は五ヶ月の経過なしでも可。)

2. 審査会場・実施日・審査種別

石川県立武道館	令和6年8月11日(日)	無指定から四段
---------	--------------	---------

3. 日程

種別または立順別に小グループに分けて、入館と退館の時間を設定して実施する。

受審者数が確定しないと設定ができないため、申し込み締め切りの数日後に立順公表と同時に日程・指定時間帯を各連絡員に送り、県弓連HPに掲載する。

4. 審査課題

術科 的間隔165cm 5人立で行う。(射場図は、別紙の県武会場図。)

学科 当日学科試験は行わない。審査当日の受付時に、回答用紙(別紙)を提出すること。

無指定受審査者も初段の課題について、必ず回答を提出すること。

(初段認定の可能性があるため。回答提出なしの場合は、無指定の受審を認めない。)

回答用紙に、Aの問題とその回答を書き、その下にBの問題とその回答を書く。

※要約し、なるべく一枚に書ききること。一枚に収まらない場合は、枠外や裏面に書かず、二枚目を使用し、左上をホッチキスなどで止めること。

審査種別	A問題	B問題
初段(無指定)	「射法八節」を順に列挙し、「足踏み」を説明しなさい。	あなたは危険防止のためにどんなことに注意していますか。 (箇条書きで10程書く。)
式段	「執弓の姿勢」について説明しなさい。	弓道を学んで感じていることを述べなさい。
参段	「射法・射技の基本」を列挙し、「目づかい」について説明しなさい。	日常修練で苦勞していること、その取り組みについて述べなさい。
四段	「五重十文字」について説明しなさい。	指導時に心掛ける危険防止について述べなさい。

5. 審査申込

申込書 単位協会ごとにまとめて、7月26日(金)までに下記(審査部長宅)に必着のこと。

立順・入館時間の設定や連絡という作業がありますので、締め切り日厳守のこと。

〒929-0325 河北郡津幡町加賀爪ホ352 吉本直正

受審料 単位協会ごとにまとめて、用紙Bにて、振り込むこと。

振込先 00750-2-4713 石川県弓道連盟審査部

6. 服装

四段まで弓道衣で実施。(和服ではありません。)

カラーの弓道衣も可。アンダーシャツは、派手ではない単色であれば白以外も可。

7. そのほか

※入館時に学科回答を提出のこと。

※開会式は行いません。時間が許せば、矢渡し・演武を実施します。

※合格発表は後日、連絡員にメールでお知らせいたします。その後、各協会で登録料をまとめて、用紙Bを用いて送金願います。

(.白紙の郵便振替用紙を使って下記へ振り込んでいただいても結構です。

00750-2-4713 石川県弓道連盟審査部に届くようにお願いします。)

※大会議室を控室といたします。女性の更衣は、第四会議室をご利用ください。

大会議室に巻き藁場と第三控えを、設置します。矢返しは観覧席奥です。

※第三控えの招集に遅れないように、行動すること。

※マスク着用の方は、第一控えでマスクを外し、懐に入れるなど自分で処置をしてください。

※退場の際、替え弦・替え弓を必ず持ち帰ること。

※受審料・登録料について

	受審料	登録料+県登録手数料500円
無指定	1,030 円	$1,030 + 500 = 1,530$ 円
初段	2,050 円	$3,100 + 500 = 3,600$ 円
二段	3,100 円	$4,100 + 500 = 4,600$ 円
三段	4,100 円	$5,100 + 500 = 5,600$ 円
四段	5,100 円	$6,200 + 500 = 6,700$ 円

尚、無指定からの初段合格者は、初段受審料との差額+初段登録料となるため、

$1,020 + 3,600 = 4,620$ 円を登録時に納金のこと。